

徳島県告示第百六十七号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、指定居宅サービス事業者として次のとおり指定した

令和三年三月十六日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

指定居宅サービス事業者		指定居宅サービス事業を行う事業所		サービスの種類	指定年月日
名称	所在地	名称	所在地		
有限会社M・STEP	徳島市方上町中須賀三番地一	灯りデイサービスセンター	板野郡松茂町笹木野字八北開拓二五番地	通所介護	令和三年三月一日
合同会社扇	七 板野郡松茂町長原四三・一	ヘルパーステーション扇	同 長原四三・一七	同	同
合同会社RELY	徳島市新南福島二丁目一番一七号	リライ訪問看護ステーション	徳島市大和町一丁目八池田八イッシー号室	訪問看護	同